

記者配布資料

令和4年7月5日

部課名	課長名	班長名	担当者職・氏名	連絡先・県庁内線
山口県健康福祉部 新型コロナウイルス 感染症対策室	室次長 村尾 清人	主幹 有行 孝史	主任 山上 大介	083-933-3006 内線 2 4 9 8

新型コロナウイルス感染症の感染者の発生について（第49925～50171例目）

1 感染者の概要等

(1) 感染者の状況

【 発 生 状 況 】 11市4町等で、計247人（下関市発表分59人含め、計306人）

【 性 別 】 男性125人、女性122人

【 陽性確定日の症状 】 軽症237人、無症状10人

【 他 事 例 と の 関 連 】 公表済の感染者（本日公表分含む）の接触者等 172人
現時点、公表済の感染者とは関係性の確認ができない者 75人

【 感 染 者 の 行 動 歴 】 確認中

【 今 後 の 検 査 予 定 】 管轄の保健所が、接触者等について調査中

【 市町別・年代別内訳 】

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100歳以上	確認中	合計
宇部市	10	2		2	5	2	2	1	1			—	25
山口市	3	5		3	7	2	2	1				—	23
萩市		2				1						—	3
防府市	6		5	3	3	1		1				—	19
下松市	6	4	2	1	3	1						—	17
岩国市	16	17	8	5	5	5	2					—	58
光市	13		2	2	3	2	1					—	23
長門市	1		1	1	1							—	4
柳井市	2	2	1		1	1	3					—	10
美祢市												—	0
周南市	8	16	4	4	6	6	2	1				—	47
山陽小野田市			1	2	1	1	1					—	6
周防大島町		1										—	1
和木町								1				—	1
上関町												—	0
田布施町					1							—	1
平生町	1	1	1	4								—	7
阿武町												—	0
千葉県			1									—	1
大阪府			1									—	1
確認中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
合計	66	50	27	27	36	22	13	5	1	0	0	0	247

※ 延人数50211人 実人数50133人（再発または再感染者78人を除く）

（本日の下関市発表分（59人）を含む）

(2) 山口市における職場クラスターの発生【クラスター360（7月5日認定）】

山口市内の職場において職員による集団感染が発生

属性	累計人数	例目等
1次感染	6	新規公表6
計	6	新規公表6

- 【発生状況】山口市6人
【性別】男性5人、女性1人
【年代】60歳代1人、40歳代4人、30歳代1人
【陽性確定日の症状】軽症6人

(3) 岩国市における部活動クラスター関連【クラスター357（7月3日認定）】

属性	累計人数	例目等
1次感染	14	新規公表4 公表済10
計	14	新規公表4 公表済10

- 【発生状況】岩国市11人（4人）、柳井市1人、田布施町2人
【性別】男性14人（4人）
【年代】10歳代14人（4人）
【内訳】部員14人（4人）
【陽性確定日の症状】軽症14人（4人）

※（ ）内が新規公表分

(4) 光市における就学前施設クラスター関連【クラスター359（7月4日認定）】

属性	累計人数	例目等
1次感染	13	新規公表4 公表済9
計	13	新規公表4 公表済9

- 【発生状況】下松市2人（1人）、光市10人（3人）、周南市1人
【性別】男性4人（2人）、女性9人（2人）
【年代】50歳代1人、40歳代1人、30歳代2人、20歳代1人（1人）、10歳未満8人（3人）
【内訳】園児8人（3人）、職員5人（1人）
【陽性確定日の症状】軽症13人（4人）

※（ ）内が新規公表分

(5)周南市におけるスポーツ活動クラスター関連【クラスター356（7月2日認定）】

属性	累計人数	例目等
1次感染	7	新規公表1 公表済6
計	7	新規公表1 公表済6

【発生状況】光市1人、周南市6人（1人）

【性別】女性7人（1人）

【年代】50歳代2人、40歳代3人（1人）、30歳代1人、20歳代1人

【陽性確定日の症状】軽症7人（1人）

※（ ）内が新規公表分

2 入院等の状況（7月5日14時現在）

入院者数計 (A)	症 状				宿泊療養 者数(B)	自宅療養 者数等(C)	合 計 (A+B+C)
	重症	中等症		軽症・ 無症状			
		II	I				
96	0	10	7	79	95	1490	1681

※ 感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のために情報を公表しますが、同条第2項により個人情報に留意する必要があります。つきましては、報道機関各位におかれては、ご留意いただきますようお願いいたします。